

1990年代の復元整備とその思想

THE SITE RESTORATION AND THE THOUGHT IN THE 1990S

田中 哲雄（姫路市立日本城郭研究センター名誉館長）

TANAKA TETSUO (HIMEJI CENTER FOR RESEARCH INTO CASTLES AND FORTIFICATIONS)

環境整備 / ENVIRONMENTAL IMPROVEMENT

歴史遺産の本質的価値 / ESSENTIAL VALUE OF HISTORICAL HERITAGE

歴史景観の保全再生 / MAINTENANCE AND REPRODUCTION OF HISTORICAL LANDSCAPE

1. 歴史遺産整備の変遷

まず、歴史遺産整備の歴史をみてみると、明治30年の古社寺保存法以前の顕彰・維持管理などの整備、法体系以降の指定・管理復旧の整備、昭和25年の保護法の環境整備・風土記の丘・歴史の道等の昭和の整備、復元やガイダンスのふるさと歴史の広場等1990年代の整備に分かれる。

(1) 明治30年保存法以前の整備

歴史遺産整備の始まりは「延喜式」に技術的措置である復旧、日常的維持管理などが、「百鍊抄」に盜掘の処理、「続日本紀」に修造・修復の技術、顕彰の植樹が、「政事要略」で山稜内での罰則、「日本後紀」に伐木の維持管理などが記され、伊達政宗の平泉毛越寺の杉の植栽による顕彰や、徳川光圀による都名所図会で、風景の眺望図で、後世に過去を伝えるなどの具体事例が見える。

復元整備と他の整備の違いを、史跡に一切手を触れない現状（凍結）保存で、表現されることが多いが、整備の前史においても初期段階から、復旧・修復の技術や・防災・維持管理、植栽などの他、人物の事績の顕彰や、慰靈のための保存会・民俗行事の発生などがみられる。

(2) 法体系以降の整備

明治30年の社寺の機構を維持する「古社寺保存法」、大正8年の「史跡名勝天然記念物保存法」では、囲柵・標識・案内板などの保存施設と、古墳・洞窟・墓で覆屋などの管理施設が造られ、大正9年に指定が制

定され、昭和25年の文化財保護法では、管理と復旧のもとに、活用の用語が使われ、防火・消火・防災等の事業や、建造物・石垣・古墳・城郭の保存修理が行われた。

(3) 昭和の整備

大阪城天守のコンクリート復元が昭和6年にはじまり、耐震診断・構造調査などを行い、恒久的な施設であるとして、平成9年登録有形文化財に指定された。昭和30~40年に地域おこしの砦として全国各地で天守閣・櫓を遺構の保護・材料・復元根拠・法規対応など検討し、再建が行われ、観光拠点として、47か所のコンクリート天守が造られる。60年が経った現在、修復・維持管理の必要性が問われている。

昭和40年には公害・高度経済成長に対応して、公有化がはじまり、アメニティの保護や、古都法の歴史的文化環境権に対応する、遺構表示や便益・案内施設、修景を行う「環境整備」として、遺跡の新しい利用形態の史跡公園が誕生する。

昭和41年には史跡が集中している広域の古墳群・官衙等、広大な史跡の総合的整備である「風土記の丘整備」が始まり、合わせて、考古・民俗資料収集・展示を行う施設の建設や民家の移築などが壮大な自然公園の中に歴史を取り込んだ整備が行われる。

昭和50年には、保護法の改正が行われ、歴史的集落・町並み保存として、伝統的建造物群保存地区が決められ、点から線の保存に進み、都市計画の中で歴史文化活かした町づくりが行われた。

昭和53年に、古来、人・商品・文化の交通関連遺跡

を含む線として、ネットワークの保存としての「歴史の道」整備が行われた。

昭和57年には、「歴史的建築環境整備街路事業」が行われ、都計道路の迂回や生活道路の整備で、歴史文化活かした町づくりが施工された。

(4) 1990年代の整備

平成元年より始まった史跡等活用特別事業（ふるさと歴史の広場）は、広く国民がふるさとの歴史や、伝統的な文化に親しみ、学習や憩いの場として積極的に活用できるように視覚的・立体的にわかりやすく整備するものである。遺構展示の覆屋や、復元展示の原寸大の復元が行われた。また史跡の中の表現を補完する、映像・ジオラマ・パネル等の展示を行う公開活用施設のガイダンス施設の建設や解説展示施設である野外模型の設置などもある。歴史の広場事業の開始とともに、記念物課に新しく整備部門が発足する。

この事業では、技術の環境基盤の整備や、公開のためのガイダンス設置により、史跡の本質的価値を学び理解する場の提供として、遺跡の表現の多様化により整備が行われている。史跡の傍に施設が配置されることにより、人の配置と管理組織が明確になり管理要項・条例が史跡まで拡大する例もみられる。

また原寸大復元が行われることにより、復元の精度を高めるための復元検討委員会が文化庁記念物課に設置され、復元の規則（対象範囲・対象時期・性格・機能等）が決められ、復元の精度を高めるための審査が行われた。復元は歴史遺産の本質的価値の理解に有意義なもので、遺跡の保存に十分配慮し、遺跡の直上に再現され、風致・景観にも整合性を持つものである¹⁾。平成16年『史跡等整備の手引き』で、史跡等における歴史的建造物の復元の取扱い基準が示され、取扱い専門委員会で審議されている。

平成3年の地域中核史跡特別事業では、わが国の政治・経済・社会・文化の中心となる史跡を対象に整備し、復元や管理運営施設の建設が行われ、平成7年の大規模遺跡総合整備事業は古墳群・国庁・国分寺等の大規模な遺跡の全容を環境も含めて、学び体験できる施設を含めた整備が行われ、管理運営の必要性と、見るだけでなく体験を含めた活用が実践された。中心遺

跡や大規模な史跡を見学するだけでなく、体験という新しいメニューや管理運営施設の導入が行われている。

平成4年には世界遺産に加盟し、整備の復元に対して国際ルールの尊重から、オリジナルな状態を保っているか、遺産のオーセンティシティ（位置・材料工法・意匠・環境）が認められ、日本の遺産の特徴（木の文化で土の遺跡）に合わせて検討が行われている。復元されたものは本質的価値を構成するものだけでなく、環境構成要素として位置づけている。また史跡だけでなく史跡の周辺の緩衝地帯の環境についての保存も提唱されるようになっている。

平成4年頃からハード面の施設だけでなく企画・運営が重視され、快適性等の精神的なソフト（癒し・学び等）や管理運営面のソフトの導入（ボランティアガイド・解説員等）が行われている²⁾。

平成6年には出土資料の公開活用と、遺跡を中心に全国から総合的な埋蔵文化財行政を展開する埋蔵文化財センターの建設が行われ、ガイダンスや体験施設との併用も行われている。平成7年には、全国から出土品を集め巡回展示する「全国埋蔵文化財発掘調査速報展」が行われている。

また「天然記念物整備活用事業」では、単に触らずから観察施設・学習施設設けて、公開する事業で、これにより、記念物課のすべての部門で活用施設が建設されることになる。

平成4年から「歩き、み、ふれる、歴史の道事業」は歴史の道を歩き、道周辺の史跡等に触れる事業を民間の協力を得ながら行っている。

平成8年から歴史の道の広域ネットワークの総合計画の策定、指導員の養成・研修、ガイドブックの作成や情報発信施設的な整備も行われている。

平成10年からは、地域が主体となって学校教育や生涯学習を通じた効果的なソフトの施策・事業を進める「ふれあい歴史のさと研究」委嘱を行っている。

平成4年度の地域中核史跡等整備特別事業、平成7年度からの大規模遺跡等総合整備事業、この両者は、平成9年度から地方拠点史跡等総合整備事業（歴史ロマン再生事業）として統合移行している。この事業では、広範囲の史跡を総合的に整備することを目的とし、

見学だけでなく体験学習・生涯学習を主とする情景・生活体験を中心とする総合的な整備事業の展開が行われている。

朱雀門は、昭和40～45年に1/10の復元模型が、遺構・同時代建物・類似遺構・絵図などの検討で製作され、昭和54～60年に材料・工法の検討が行われ、工法で組物の強度が課題となり、現代工法を見えないところで取り入れて復元されている。大極殿は、発掘調査は昭和56年度から、1/100模型が平成5年、1/10模型が平成7年に造られる。平成18年から大極殿の材料・工法の復元に関する研究で、耐震診断等構造調査の結果、基壇の中に免震構造を施し復元が行われている。

平成15年より、競争原理・業績評価・施策の企画と実施の分離を目的としたNPM（ニューパブリックマネージメント）が、取り入れられ、指定管理者制度が歴史遺産の中にも導入されている。効率性・経済性の評価以上に公共的価値・有効性の検討が必要であるとされている。

平成の歴史遺産整備活用において課題とされてきたのは、補助事業のメニュー方式の選択の是非、史跡公園の規格性や、学習的活用が増えた活用で啓発主義であるという指摘や、整備時期・範囲の限定、露出展示の安全性、復元の歴史事実の固定化、一過性などがあげられている。また、対立軸として、開発利益⇒遺跡価値、史跡文化⇒現代文化、発掘成果公表⇒啓発主義、観光資源⇒学術資料などがあげられ、これら課題解消のため、理念面の最近の傾向で解決されているものもあるが、更に検討を進める必要のある部分もある。

歴史遺産の整備とは、「知ること」（広報－普及・評価の必要性）、「学ぶこと」（学校教育・生涯学習）、「参加すること」（調査・保存・計画・施工・管理運営）で、それが「つなぐこと」（保存継承・活用の継続性・多様化）につながる。

2. 整備の理念面の今後の傾向

整備の理念面の今後の方向として、保存面・活用面からみてみる。

(1) 歴史遺産の保存面

a. 歴史遺産等の本質的価値の保存

歴史遺産の存在を危うくする構成要素である岩盤・地山の崩壊などに新たな保存措置が取られている。木の文化で土の遺跡を対象とすることが多い日本の歴史遺産では、臨場感を味わうことのできる現物を展示するための保存技術の開発と空調設備の伴う覆屋の建設などの研究が行われる。また公開後の維持管理・メンテナンスの必要性が考慮されている。

b. 保存に関する調査研究の充実と整備の制度の向上

整備の学際的な研究の進化で、遺跡の水対策として水文学・土壤物理学・土木地質工学・気象学が共同して循環の視点から研究する遺跡水文学などの新しい分野の立ちあげなどが見られる。

城の石垣修復に関して、資料・石質・石積み・破損状況などの石垣工程から石垣カルテを作成し、石垣の編年を明らかにした後に修復方針を立てることや、維持管理・調査・解析・修復のトータルシステムの開発が行われている。具体的な復元作業を進める時に深められた研究を調査し、現場にフィードバックすることにより、調査内容の検討を遺構・遺物の調査・実験考古学など異なる角度からの情報が得られることもある。

画一的な整備を少なくするために史跡の個性・本質的価値・特色を明確にして、周囲の景観・生活などの地域の風土と一体となる計画づくりも検討されている。体制面で地盤遺構の保存のための計算工学・地盤工学、活用や景観・環境にも配慮した社会学・環境学・環境考古学・博物館学など新しい分野が加わりより学際的な委員会が結成されている。

c. 整備の手法・技術の向上

伝統技術の保全では、修復することにより伝統技術・技術者・用具等を伝承するという意味で、技術者の保全のための修復場所の計画的な確保や、技術の継承のための仕事の開発（讃岐国分寺で石造伽藍模型の作成）などが行われている。修復現場において公開の際に伝統技術（運搬・加工・築造・管理等）を披露する例も増えてきている。また平成20年7月に石垣技術が文化財選定技術に指定されている。

新技術の開発導入では、GPS/GIS（地理情報シス

テム）による空間分析や、調査段階でレーダー探査などの非破壊調査の採択の開発、三次元解析等調査の導入で変位量の測定と同時に3次元図の展示資料としての公開などが行われている。また整備工事の中で法面の復旧防災工事でジオグリッド工法などにより、従来の安全勾配の施工ではない、法面の保存と復旧を行うなどの新工法の採用が行われている。また整備工事に際して、遺構に荷重を掛けないA.P.S工法などの新しい工法が開拓されている。材料においても消失した原材料の成分分析が進み、材料供給のための設備（ふいご・窯等）の検討も行われている。質感の優れた擬石・擬木の開発等も目覚ましいものがある。整備材料の舗装材についても合わせて、周辺の自然環境・遺跡景観にふさわしいチップ舗装や土舗装などが検討されている。

d. 景観の保全と再生

歴史遺産の立地条件等の歴史的・文化的な環境と生態や風致・景観等自然的な環境がある。

歴史的な環境として整備する史跡だけでなく、周辺関連遺産（城一出城・城下町・港・採石場等）や環境復原（近自然型河川・人工なぎさ・サンクチュアリー・ビオトープ）との連携が進められている。自然と人間の共同作品としての文化的景観や、人間生活と自然との調和を重視する市民参加のエコミュージアムなども活用面にも重点が置かれる。

歴史遺産では、歴史遺産内の景観だけでなく、歴史遺産から見る景観、歴史遺産を見る景観なども、対応する管理とともに検討されている。特に周辺環境では、景観法を受けた新たな景観条例・景観計画が必要で、眺望景観確保地区の創設のように景観に対する潤いのある生活環境が創出される。また植生環境の分析でも種実・花粉・珪藻などの分析の組み合わせとサンプリングが計画的に進められ、現在の生態系を考慮した植生復元が検討されている。

(2) 歴史遺産の活用面

a. 歴史遺産の本質的価値の保存

啓発主義・学習主義の欠点を補うために従来の見学だけでなく五感（食を味わう・自然と生活の音を聞き、匂いを嗅ぐ・遺構・遺物に触れてみる）で体感する工

夫や、往時の雰囲気を味わう精神的な六感を含めた体感が検討されている。体験ではものづくり（勾玉・土器・石器・鉄器等・麻布）だけでなく作成したものを使ってみる（調理・住居復元）、教育性だけでなく実用性のあるユニークなグッズを新たに開発するなどの検討が行われている。修復のオーセンティシティを明確にするため、修復範囲の明示や、修復の過程の公表なども検討されている。

活用が一過性でないように、史資料・周辺関連遺産・民俗行事などの検討により歴史遺産の生活の暦づくり・歳時記が作られ、景観の修景を含め、四季を通じた活用ソフトが検討されている。

管理では、露出展示されている歴史遺産の維持管理、モニタリングの必要性が検討され、蘚苔類の除去や保存措置の更新などが行われている。管理体制として地域住民との一体性が強調され、保存会・愛護会・協力会・ガイドの会等の住民参加としない工夫や、体制の研修・更新、体制のあり方（指定管理者）等が検討されている。

b. 歴史遺産の本質的価値を学び理解する場

学校教育の場で歴史だけでなく地理・自然・国語・写生・社会科・体育などのあらゆる教科との連携の中で現場研修・体験が行われている。またやさしい副読本の発行や出前授業などで事前指導の後に現地見学・体験を行い、さらにはレポートを作成する事後指導を行うなどの一過性でない一貫した学校教育が行われ、教員と研究者との連携・協力を含めた検討が行われている。

高齢化社会が進む中での生活文化重視した生涯学習においても知的好奇心を刺激する展示・公開・参加の工夫が見られることにより郷土意識が生まれている。

c. まちづくりと地域のアイデンティティの創出

地域の中で、歴史遺産が生活の一部として位置づけられ、住みたい町、帰りたいふるさとになることが、これから歴史遺産整備の方向として必要である。そのため地域の住民が歴史遺産に参加する機会を作る必要がある。従来は歴史遺産が整備完了した後で利用することが多かったのが、最近では運営（イベント）施工（豊穴・築地復元）の参加だけでなく、計画に参

画する（ワークショップ・パブリックコメント）など各工程での機会が増えている。特に計画の前段階である調査（発掘・実測・悉皆・地名）でも参加が増え、ヘリテージマネージャー（兵庫県）のような専門的な分野の養成も発足している。また保存から計画・施工・管理運営という保存から活用まで一貫した参加も増えており、郷土意識が生まれ地域住民の団結・アイデンティティも通じている。

歴史遺産は歴史を体感・体験するだけでなく文化交流の場や歴史を学びながら休養・散策等レクレーションとしての場としての機能や景観緑地・避難所などの環境面の機能など多機能を持つことを考慮した史跡整備が、画一化した町づくりでない地域再生や文化財を核とした住民を中心とした町づくり等の観点に立つ事業として十分に検討に値している。

d. 文化的観光資源としての活用

歴史遺産の観光は、従来のマス観光ではなく、目的やテーマをもって行う文化的観光・教養型観光に変化しつつあり、歴史遺産と伝統工芸・芸能、祭り・民俗行事など合わせて地域の生活文化を見直し、自分たちの意志で自律的に観光振興を図る方向に向いている。経済効果だけでなく、史跡の保存を考えた利用制限などを行い、ゆとりある生活環境、多様な発想拠点であり、郷土に誇りを持ち自分への誇りを培うものである。

この時期の整備は歴史遺産の面的・線的な広域の整備や、整備手法の多様化による歴史遺産の整備や、地域の中核や大規模な史跡の性格・形態による整備や、屋外の展示・管理・運営を補完する施設の設置や見学だけでなく、体感・体験する整備の活用技術を駆使して行われている³⁾。

またソフト面の整備として情報発信・公開展示・研修養成などの整備も行われている。歴史遺産に関するいくつかの学説だけでなく、結論に至る過程が示され、学習の場・レクレーションの場・文化イベントの場として多様な機能を発揮している⁴⁾。

整備の過程の中で、最初の調査段階での参加を増やすメニューの工夫と、最後のマネジメントについても体制の充実や、住民参加と更新を促す研修制度が必要である。歴史遺産と共存してきた人々の暮らし・心象

風景を環境と共生整備する感動を知識に導いていくストーリー作りも必要となる。

【註】

- 1) 田中哲雄 1991「文化財レポート259 ふるさと歴史の広場事業について」『日本歴史』、吉川弘文館
- 2) 田中哲雄 2003「ソフトから考える歴史遺産の整備」『歴史遺産研究紀要』創刊号、東北芸工大学
- 3) 田中哲雄 2009「都市公園における歴史遺産の保存一活用」『公園緑地』、社団法人日本公園緑地協会
- 4) 田中哲雄 2003「歴史遺産研究フォーラム」『日本遺跡学会会報』第10号、日本遺跡学会